

21 日獣発第 271 号

平成 22 年 3 月 10 日

地方獣医師会会長 各位

社団法人 日本獣医師会  
会長 山根 義久  
(公印及び契印の押印は省略)

### **牛個体識別全国データベースの情報の公表手続きに関する 独立行政法人家畜改良センターからの通知**

このことについて、平成 22 年 3 月 1 日付け 21 独家セ第 1634 号をもって独立行政法人家畜改良センター理事長から別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、今般、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成 21 年農林水産省令第 54 号）を受け、同意を得た死亡牛の譲渡し先について、その氏名又は名称及び住所に係る情報をインターネット等で公表することができるものとし、別添のとおり「牛個体識別全国データベースの情報の公表に関する手続」を制定するとともに、従来の「独立行政法人家畜改良センター牛個体識別全国データベースの修正、情報の公表に関する手続（平成 15 年 12 月 1 日付け 15 独家セ第 1095 号）」及び「独立行政法人家畜改良センター牛個体識別全国データベースの修正、情報の公表に関する手続の運用について（平成 15 年 12 月 1 日付け 15 独家セ第 1095 号）」を廃止した旨、本会関係者への周知を求めたものです。

(注) 本件内容の問い合わせは、駒田事務局主任までお願いします。

7/11



21 独家セ第1634号

平成22年3月1日

(社) 日本獣医師会 会長 殿

独立行政法人 家畜改良センター理事長



牛個体識別全国データベースの情報の公表に関する手続の制定について

日頃より当センターの牛個体識別業務の推進に御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、今般、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第54号）を受け、同意を得た死亡牛の譲渡し先について、その氏名又は名称及び住所に係る情報をインターネット等で公表することとし、別添のとおり「牛個体識別全国データベースの情報の公表に関する手続」を定めましたので、お知らせいたします。

また、今回の制定に伴い、「独立行政法人家畜改良センター牛個体識別全国データベースの修正、情報の公表に関する手続（平成15年12月1日付け15独家セ第1095号）」及び「独立行政法人家畜改良センター牛個体識別全国データベースの修正、情報の公表に関する手続の運用について（平成15年12月1日付け15独家セ第1095号）」を廃止しましたので、併せてお知らせいたします。

なお、貴団体下における会員等への周知につきまして御配慮方よろしくお願い申し上げます。



## 牛個体識別全国データベースの情報の公表に関する手続

21 独 家 セ 第 1 6 3 4 号  
平成 2 2 年 3 月 1 日

### (目的)

第1条 この手続は、独立行政法人家畜改良センターが管理している牛個体識別全国データベースに記録されている情報について、インターネット等による公表に関する手続を定めることにより、牛個体識別全国データベースの情報の公表を適切に行うことを目的とする。

### (情報の公表)

第2条 独立行政法人家畜改良センター理事長（以下「理事長」という。）は、別紙1により同意を得た牛の管理者について、その氏名又は名称及び飼養施設の所在地に係る情報（以下「飼養地情報」という。）をインターネット等で公表することができるものとする。  
2 理事長は、別紙2により同意を得た死亡牛の譲渡し先について、その氏名又は名称及び住所に係る情報（以下「死亡牛の譲渡し先情報」という。）をインターネット等で公表することができるものとする。

### (同意の取消)

第3条 前条第1項の規定により同意した者が、その同意の取消を希望する場合は、理事長あてに別紙3により申し出るものとする。  
2 前条第2項の規定により同意した者が、その同意の取消を希望する場合は、理事長あてに別紙4により申し出るものとする。

### (公表の中止)

第4条 理事長は、前条第1項の規定による同意取消の申出があった場合、直ちに申出があった者の飼養地情報について、インターネット等による公表を中止するものとする。  
2 理事長は、前条第2項の規定による同意取消の申出があった場合、直ちに申出があった者の死亡牛の譲渡し先情報について、インターネット等による公表を中止するものとする。

### (その他)

第5条 理事長は、第2条の規定によりインターネット等で公表している飼養地情報又は死亡牛の譲渡し先情報について、その公表を中止することに相当の理由があり、かつ緊急を要する場合に限り、前条の規定によらず、インターネット等による公表を一時中止することができるものとする。

### 附 則

- 1 この手続は、平成22年4月1日より施行する。
- 2 独立行政法人家畜改良センター牛個体識別全国データベースの修正、情報の公表に関する手続き（平成15年12月1日付け15独 家 セ 第 1 0 9 5 号）第6条の規定に基づき同意した者は、別に申出のない限り、この手続により同意したものとする。
- 3 独立行政法人家畜改良センター牛個体識別全国データベースの修正、情報の公表に関する手続き（平成15年12月1日付け15独 家 セ 第 1 0 9 5 号）は、この手続の施行をもって廃止する。
- 4 独立行政法人家畜改良センター牛個体識別全国データベースの修正、情報の公表に関する手続きの運用について（平成15年12月1日付け15独 家 セ 第 1 0 9 5 号）は、この手続の施行をもって廃止する。

別紙1 (第2条第1項関係)

飼養地情報の公表の同意書

平成 年 月 日

独立行政法人家畜改良センター理事長 殿

氏名又は名称 (代表者名を含む。)

印

住所

管理者の  
コード番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

独立行政法人家畜改良センターが管理している牛個体識別全国データベースに記録されている情報のうち、私の氏名又は名称及び飼養施設の所在地に係る情報について、インターネット等による公表に同意します。

連絡先 (電話番号、FAX番号、Eメールアドレス)

(日本工業規格A4)

別紙2 (第2条第2項関係)

死亡牛の譲渡し先情報の公表の同意書

平成 年 月 日

独立行政法人家畜改良センター理事長 殿

氏名又は名称 (代表者名を含む。)

印

住所

死亡牛の譲渡し先として  
登録されたコード番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

独立行政法人家畜改良センターが管理している牛個体識別全国データベースに記録されている情報のうち、私の氏名又は名称及び住所に係る情報について、インターネット等による公表に同意します。

連絡先 (電話番号、FAX番号、Eメールアドレス)

別紙3 (第3条第1項関係)

飼養地情報の公表の同意取消書

平成 年 月 日

独立行政法人家畜改良センター理事長 殿

氏名又は名称 (代表者名を含む。)

印

住所

管理者の  
コード番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

牛個体識別全国データベースの情報の公表に関する手続(平成22年3月1日付け21  
独家セ第1634号)第3条第1項の規定により、私の氏名又は名称及び飼養施設の所在  
地に係る情報について、インターネット等による公表の同意を取り消します。

連絡先(電話番号、FAX番号、Eメールアドレス)

(日本工業規格A4)

別紙4 (第3条第2項関係)

死亡牛の譲渡し先情報の公表の同意取消書

平成 年 月 日

独立行政法人家畜改良センター理事長 殿

氏名又は名称 (代表者名を含む。)

印

住所

死亡牛の譲渡し先として  
登録されたコード番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

牛個体識別全国データベースの情報の公表に関する手続(平成22年3月1日付け21  
独家セ第1634号)第3条第2項の規定により、私の氏名又は名称及び住所に係る情報  
について、インターネット等による公表に関する同意を取り消します。

連絡先(電話番号、FAX番号、Eメールアドレス)

(日本工業規格A4)